

○大和市議会図書室規程

昭和59年9月26日議会訓令第1号

改正

平成14年5月8日議会訓令第1号

平成23年8月24日議会訓令第1号

大和市議会図書室規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第18項の規定による大和市議会図書室（以下「図書室」という。）の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(図書)

**第2条** 図書室には、次の各号に掲げる図書及び刊行物（以下「図書」という。）を収集保管する。

- (1) 法第100条第16項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物
- (2) 法第100条第17項の規定により送付を受けた神奈川県公報その他神奈川県刊行物
- (3) 大和市議会会議録その他大和市議会刊行物
- (4) 大和市広報その他大和市刊行物及び各市刊行物
- (5) その他一般図書、雑誌、新聞等

(利用者の範囲)

**第3条** 図書室は、大和市議会議員のほか、大和市議会事務局（以下「事務局」という。）の職員がこれを利用する。

(利用時間)

**第4条** 図書室の利用時間は、事務局の執務時間による。

(管理)

**第5条** 図書の管理に関する事務の責任者として管理者を置き、事務局の次長をもって充てる。

(閲覧の種類)

**第6条** 図書の閲覧は、図書室内での閲覧及び貸出しの方法によるものとする。ただし、次に掲げるものは貸出しをすることができない。

- (1) 第2条第1号から第4号までに規定するもの
- (2) 辞書、地図及び新聞

(3) その他貸出しが不相当と認められるもの

2 前項各号に掲げるものについて、管理者が特に必要と認めるものは、大和市議会の内部に限り、貸出しをすることができる。

(室内閲覧)

**第7条** 図書を図書室内で閲覧をしようとする者は、退室のときに必ず所定の場所に返納しなければならない。

(貸出し)

**第8条** 図書の貸出しを受けようとする者は、係員に申し出て議会図書借用簿（第1号様式）に記入のうえ、貸出しの承認を受けなければならない。

2 図書の貸出しを受けた者は、その図書を転貸してはならない。

(貸出し期間及び冊数)

**第9条** 図書の貸出し期間及び冊数は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6条第2項に規定するものは、当日限りとする。

(1) 貸出期間 14日以内

(2) 貸出冊数 2冊以内

(図書の返納請求)

**第10条** 管理者は、図書の貸出し期間中であっても必要があると認めるときは返納を請求することができる。

2 前項の規定により請求を受けた者は、当該図書を直ちに返納しなければならない。

(図書の補修)

**第11条** 利用者は、図書を汚損又は破損したときは、補修しなければならない。

(図書の弁償)

**第12条** 利用者は、図書を亡失し、又は著しく破損したときは、現物を弁償しなければならない。

(図書の整理)

**第13条** 管理者は、第2条第5号に規定する一般図書のうち市費で購入したものについては、図書室の印を押し、図書台帳（第2号様式）に記入しなければならない。

2 管理者は、寄贈を受けた図書については、当該図書に寄贈の旨を明示し、前項に従い整理保管する。

(図書の検査等)

**第14条** 管理者は、毎年適當の期間を定めて図書の補修、整理及び点検を行うものとする。

2 管理者は、前項の期間中は、図書室の利用を一時停止することができる。

(委任)

**第15条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、昭和59年10月1日から施行する。

**附 則** (平成14年議会訓令第1号)

この訓令は、平成14年5月8日から施行する。

**附 則** (平成23年8月24日議会訓令第1号)

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

第1号様式 (第8条関係)

第2号様式 (第13条関係)